

常任委員会レポート

総務産業委員会

行政不服審査法改正により 審査員制度の導入と第三者機関の新設

本委員会は、1月26日、所管事務調査を実施しました。

調査事項

(1)土砂のたい積の規制に関する条例について

町では、平成5年に環境保全条例が制定されました。土砂のたい積について、たび重なる規制違反などがあり、県条例と同様の「土砂のたい積の規制に関する条例」を制定し、平成16年4月1日から施行しました。

規制対象は、300平方メートル以上です。一時的なたい積も対象。土砂の高さは、最低部より2メートル以内の基準、のり面の勾配に対する基準



町内の埋立て現場

準など、厳しくなっています。農地の埋立ては、許可届けを提出するよう指示されます。また、地権者の同意、隣接地権者への事業説明や同意書の作成なども指導を行います。

(2)行政不服審査法の改正について

行政不服審査法は、昭和37年に制定以来の抜本的な大改正です。特徴は、不服申し立て

の種類を原則として審査請求に一元化する不服申し立て構造の見直し、処分に関与していない等の条件を満たす審理員が審理を行う審理員制度の導入、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックする第三者機関の新設があります。審査請求の期間は、現行の60日から3か月に延長になりました。

(3)農村公園のジャブジャブ池について

農村公園ジャブジャブ池の現地視察を行い、概要説明を受けてました。各委員からの意見、質疑を経て本件の調査を終りました。

福祉文教委員会

補助金を活用し、病後児保育事業のサービスを拡大

本委員会は、所管事務の調査を1月22日に終了しました。

調査事項

(1)障害者差別解消法と町の対応要領等について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別

解消法は、国や市町村などの行政機関や民間事業者を含む全ての国民が、障害を理由とする差別をなくし、障害のあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくるための法律です。平成25年6月に公布されて、平成28年4月から施行されます。

委員からの質疑、意見では、「対象者、対象となる障害がある人の中で、障害手帳を持っていない人も含まれる」とは「罰

則は「教育委員会では「障害者の雇用等」は「合理的配慮」とは「各課としての対応は」などがありません。

(2)病児・病後児保育事業について

現在町では病後児保育事業として、病気や怪我の回復期にあり、集団保育が困難な子供を一時的に預かる事業を、ひばりゆりかご保育園に町から補助金を交付して事業を実施しています。

この病後児保育事業を、国や県の補助金を活用して、病児のときも預かることができるよ

うにサービスを拡大します。このため、病児・病後児保育事業として、平成28年度から実施できるように検討しています。委員からの意見・質疑は「今かかっている医院と緊急時の医院の関係は」「利用定員の状況は」「ひばりゆりかご保育園以外でも利用できるか」「制度の周知は」「やむを得ない場合拒むとは」「非課税世帯の収入状況は」などがありました。



病児保育を開始する

「ひばりゆりかご保育園」